

大学入学者選抜協議会  
大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループの設置について

令和 4 年 3 月 3 0 日  
大学入学者選抜協議会決定

1. 設置の趣旨

本年 1 月の大学入学共通テストにおいて発生した通信機器を悪用した不正行為や、試験場に向かう途中に受験生が刺傷された事件を受け、受験生が安心して受験できるよう、試験を実施する各大学が実現可能な対応方法を検討するため、大学入学者選抜協議会（以下「協議会」という。）の下に、試験運営に関する専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置する。

2. 協議事項

大学入学者選抜における通信機器を悪用した不正行為防止策、受験生の安全対策その他試験運営に関し必要な事項

3. 実施方法

- (1) ワーキンググループの主査及び構成員は、協議会構成員の中から協議会座長が指名するものとする。
- (2) 必要に応じ、上記の者以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

4. 設置期間

令和 4 年 3 月 3 0 日～令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。なお、次年度以降も設置が必要な場合は改めて設置することとする。

5. その他

- (1) ワーキンググループにおいて協議結果を取りまとめたときは、協議会に報告するものとする。
- (2) 協議会からの求めがあったときは、ワーキンググループの協議の経過を協議会に報告するものとする。  
また、ワーキンググループは必要に応じ、その協議の経過を協議会に報告することができる。
- (3) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じてワーキンググループに諮って定める。